

第30回名取市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年10月26日(木)
開 会 午後2時15分
閉 会 午後2時55分
2. 場 所 名取市役所6階 第1会議室
3. 提出議案
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
議案第2号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見決定について
4. 報告事項
(1) 農地法第5条の規定による届出について
(2) 農地使用貸借権解約について
(3) 非農地証明願出について
(4) 所有者不明農地の公示について
5. 出席委員(25人)
会 長 15番 大友 正一
農業委員 1番 相澤 喜美 3番 洞口 ゆかり 4番 武田 由美子
 5番 入間川 昭一 6番 佐伯 美和 7番 入間川 康弘
 8番 渡邊 正明 9番 大内 繁徳 10番 布田 順一
 11番 松浦 岩男 12番 昆布谷 功治 13番 松浦 朋子
 14番 引地 長一
欠席委員 2番 今野 一忠
推進委員 1番 大内 伸一 2番 山路 康則 4番 菅野 弘一
 5番 齋 重昭 6番 遠藤 勝典 7番 橋浦 福男
 9番 櫻井 勉 10番 武藤 光雄 12番 松浦 崇
 13番 松浦 正博 14番 相澤 早苗
欠席推進委員 3番 長田 幸夫 8番 三浦 裕一 11番 西山 剛
6. 事務局出席職員
事務局長 松野 晴美 局長補佐 松浦 良勝 主査 伊藤 政文
7. 会議の内容 別紙議事録のとおり

第30回名取市農業委員会総会議事録

【開 会】

午後2時15分、ただいまから、名取市農業委員会第30回総会を開催いたします。
本日の総会は、農業委員14名、農地利用最適化推進委員11名、計25名出席です。
よって、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることを報告致します。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

【議事の内容】

○ 議長（大友正一会長）

◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

7番 入間川 康弘 委員 9番 大内 繁徳 委員

◎議事の概要

《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。それでは、松浦朋子代表委員、説明をお願いいたします。

○ 1班代表委員（松浦朋子委員）

第1班代表委員の松浦朋子です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和5年10月26日提出。

番号1、大字・字・地番は、下増田字南原561番、地目は登記・現況共畑です。登記面積は1,785㎡で、権利種別は贈与です。譲渡人・譲受人の住所・氏名については、議案書のとおりです。譲受人の経営面積は80a、世帯員2人、労力人は1人です。後継者への贈与です。

位置図・公図につきましては、議案書の2ページ、農地法第3条の判断基準については、担任委員会資料1ページをご覧ください。申請地は、仙台空港北側のレーダー近くに位置します。現地調査を行ったところ、5棟のハウスにカリフラワーが栽培され、ハウス周りもきれいに管理されておりました。親子間の後継者への贈与として問題ないと考えます。

番号2、大字・字・地番は、下増田字耕谷162番、下増田字耕谷754番、地目は2筆とも登記・現況共に田です。登記面積は758㎡、1,505㎡、合計2,263㎡です。権利種別は売買です。譲渡人・譲受人の住所・氏名については、議案書のとおりです。譲受人の経営面積は13aです。世帯員6人、労力人1人です。売買金額は、10aあたり金額は700,000円、総額1,540,000円です。

位置図・公図につきましては、議案書の3ページ、農地法第3条の判断基準については、担任委員会資料1ページをご覧ください。申請地は名取中央スマートインターから直線で300mほど東に進んだところにありました。実情調査の際お話を伺いましたが、2筆とも譲受人の農地は譲渡人の農地と隣接しており、譲渡人の方から是非買っていただきたいとの申し入れがあり、今回の申請となりました。

番号3、大字・字・地番は、愛島小豆島字柳町220番、地目は登記・現況共田、登記面積は3,368㎡です。権利種別は売買です。譲渡人・譲受人の住所・氏名については議案書のとおりです。譲受人の経営面積は272a、世帯員は4人、労力人は3人です。売買価格は10aあたり300,000円、総額900,000円です。

位置図・公図につきましては、議案書の4ページ、農地法第3条の判断基準については、担任委員会資料1ページをご覧ください。申請地は、県道仙台館腰線沿いのほ場整備地内にありました。実情調査でお伺いしたところ、譲渡人と譲受人は親戚関係にあることから、これまでも共同で農業作業を行っていたとのことでしたが、譲渡人の健康上の理由から今回の売買の申請となりました。譲受人はその他にも農地を所有していますが、しっかりと耕作を行っていることから問題ないと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の相澤早苗委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（相澤早苗推進委員）

議案第1号1番から3番につきましては、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立会いました。1番は、後継者への贈与であり、2番、3番は、経営規模拡大による農地取得であります。1番から3番について、いずれも適切に管理されていることが確認できたことから許可については、問題は無いものと考えます。また、これらについて、改めてこちらから付け加えることはございません。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員から説明がありました。この案件についてご質問等はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第1号の議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

○ 議長（大友正一会長）

それでは、挙手全員ですので、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

《議案第2号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第2号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見決定について」を議題といたします。松浦朋子代表委員、説明をお願いします。

○ 1班代表委員（松浦朋子委員）

議案第2号、農地事業計画変更承認申請に対する意見決定について、申請者より下記のとおり事業計画変更承認申請があったので意見を求める。令和5年10月26日提出。

番号1、当初許可、令和5年2月27日付け宮城県（仙振）指令第511号（農地法第5条許可）、第1回変更、令和5年7月7日付け宮城県（仙振）指令第185号（農地法第5条許可の事業計画変更承認（事業計画者の変更））

1. 申請者・承認者の住所・氏名については議案書のとおりです。

2. 転用事業変更を受けようとする土地については、土地の所在・地番は、下増田字土手西2番3、地目は登記・現況共に畑、面積270㎡、下増田字耕谷4番2、地目は登記田・現況は畑で、面積62㎡、面積2筆合計332㎡です。

3. 変更しようとする事業計画の詳細は、申請者に使用貸借権を設定することで事業計画を進めていたが、融資の関係で贈与へ変更したいとの申し出があり、本申請をすることとなった。なお、転用目的である分家住宅建築は変更なし。

変更前の権利は使用貸借、変更後の権利は贈与です。

詳細については、議案書5ページと担任委員会資料2ページをご覧ください。

令和5年1月の総会時の議案において、当初今回の申請者から申請者の父親から申請者の夫への使用貸借で分家住宅の建築を計画していましたが、令和5年6月総会で今回の申請者への使用貸借への変更の議案があがり、さらに今回は融資の関係上、親子間の贈与への変更申請です。親子間の贈与でありますし、分家住宅建築の変更はなく、建築工事も進んでいることから、問題はないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の相澤早苗委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（相澤早苗推進委員）

議案第2号1番につきましては、農地の権利の変更申出による申請で、分家住宅建築計画に変更はないことから、とくに問題はないと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員から説明・意見等がありました。この案件についてご質問等はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第2号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第2号は原案のとおり決定といたします。

《報告事項（1）農地法第5条の規定による届出について》

《報告事項（2）農地使用貸借権解約について》

《報告事項（3）非農地証明願出について》

《報告事項（4）所有者不明農地の公示について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、報告事項（1）「農地法第5条の規定による届出について」、報告事項（2）「農地使用貸借権解約について」、報告事項（3）「非農地証明願出について」、報告事項（4）「所有者不明農地の公示」を一括議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（松浦局長補佐）

別紙議案書により報告事項（1）から（3）について説明を行い、届出を受理した旨を説明した。

○ 事務局（伊藤主査）

報告事項（4）について、所有者不明農地の公示について説明した。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局から説明がなされました。これについてご質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、報告事項（1）から報告事項（4）について、承認といたします。

《その他》

○ 議長（大友正一会長）

次に、その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（松浦補佐）

〔農地転用地の農地復帰申出が出され、認めたことについて報告を行った。〕

○ 事務局（松野局長）

〔11月の農業委員会行事日程の説明を行った。〕

○ 議長（大友正一会長）

それでは、第30回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

【閉 会】

午後2時55分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和5年10月26日

名取市農業委員会
議 長

大友正一

署名委員7番

入間川康弘

署名委員9番

大内繁徳